

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

マージン率の計算

マージン率とは、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点以下第一位未満の端数を四捨五入）

対象期間：2022年9月1日から2023年8月31日

株式会社NWS

茨城県取手市藤代南1-5-19 YSビル2階

派遣労働者の数	5人
派遣先の数	4社
労働者派遣の料金	12,800円 （当該事業所における派遣労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派遣に関する料金の平均額）
派遣労働者の賃金	9,600円 （当該事業所における派遣労働者1人1日（8時間）当たりの労働者派遣に関する料金の平均額）
マージン率	25.0% ※マージンには、会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、賞与、社宅費用、事業運営費として営業担当者の人件費や、営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、教育・研修費等が含まれています。
労使協定の締結有無	有 対象となる派遣労働者：全ての派遣労働者 労使協定の有効期間：2023年4月1日から2024年3月31日
派遣労働者のキャリア	派遣始業前に、安全教育・個人情報。守秘義務、コンプライアンス研修実施しています。
形成支援制度	
その他	